

# 第 2 2 回

## 島原市農業委員会総会議事録

平成 2 2 年 3 月 2 9 日

## 第22回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成22年3月29日(月) 16時00分
2. 閉会日時 平成22年3月29日(月) 16時40分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 27名 欠席者4名
5. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可について
  - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更について
  - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第5号議案 非農地証明願について
  - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
  - 第7号議案 土地改良事業の非農用地区域設定の協議について
  - 第8号議案 平成22年度活動計画案について
6. 報告事項  
使用貸借解約通知書及び農地改良届について

議長

ただ今より、第22回島原市農業委員会総会を開会します。

本日は、15番、16番、24番、26番委員は所用のため欠席との連絡がっておりますので、出席委員は31名中27名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、13番委員、14番委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権の移転の許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、キャリーをそれぞれ、2台ずつ保有しております。

譲受人は40年の農業就労歴があり、通作距離は車で30分です。

すべての許可要件を満たしており、効率的な事業経営が可能です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請人について、意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は経営規模拡大のための申請ですので、問題ないと思います。

議長

1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1番は許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転による許可についての1番は、許可することに決定します。

議長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請と、第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請の1番は関連がありますので同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について、平成17年に共同住宅の許可を得ていたが、都合により第4号議案1番のように一般住宅と駐車場として利用したいとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、西側は農地と宅地、南側は農地、東側は道路をはさんで宅地になっており、雨水は自然流下により水路へ、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請と、第4号議案の1番農地法第5条の規定による申請は許可相当と認め、県知事に意見書を、送付することに決定します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は申請地に木造2階建住宅1棟を建築したいとのことです。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。

被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は農地、南側は宅地、西側は申請人所有の農地、東側は申請人所有の宅地になっており、雨水は水路へ、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案農地法第4条の規定による申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番について、申請地に木造平家建住宅を増築したいとのことです。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。

被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は道路、西側は道路と宅地、東側、南側は宅地となっており、雨水について自然流下により放流、汚水はくみ取り、生活雑排水は溜めますより道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第4号議案農地法5条の規定による許可申請の1番は先ほど許可相当として決定しましたので、2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案農地法第5条の規定による許可申請について、申請地を譲り受け、木造平家建住宅1棟を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域の第3種農地になっております。

被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は農地、東側は道路、西側、南側は宅地となっており、雨水について溜めますより道路側溝へ放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の申請について、申請地を譲り受け、2区画造成し分譲販売したいとのことです。申請地は都市計画区域の第3種農地になっております。被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、西側は道路、東側は宅地、南側は水路をはさんで道路となっており、雨水については自然流下により道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番の許可申請について、申請地を譲り受け、木造平家建て1棟を建築したいとのことです。申請地は都市計画区域の第3種農地になっております。被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、南側は道路、東側は許可済地、西側は農地となっており、雨水について溜めますにより道路側溝へ放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第5号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案非農地証明願いの1番について、申請人は昭和26年月日不詳頃より宅地として利用しているそうです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

建物の状態を見ると20年以上経過しているので問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見がありませんので、非農地証明書交付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案非農地証明願いの1番は非農地証明書交付することに決定します。

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定	9件	26筆	25,033.15㎡
----------	----	-----	------------

耕作権の再設定	4件	7筆	8,167㎡
---------	----	----	--------

合計 13件 33筆 33,200.15㎡

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。

議長

土地改良事業の非農用地区域設定の協議について、を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域を定める土地改良事業を実施する場合は農地法の関係について、あらかじめ担当部局と十分調整をおこなう必要があると「土地改良法の一部を改正する法律の施行」及び土地改良法の一部を改正する運用について」に規定されております。

今回、非農用地区域を設定するのに伴って、赤く色づけしているところが該当します。

あくまでこの改良事業の中で非農用地区域として取り扱われるだけで、その農地を転用して宅地等にする場合は農業委員会に転用の申請をしなければならないと、農地法で規定されております。

議長

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしという発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案土地改良事業の非農用地区域設定を承認することに決定します。

議長

第8号議案、平成22年度活動計画案について、を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、平成22年度活動計画案について、6つの活動計画を掲げ、推進する。

1. 「認定農業者等担い手の育成及び確保」
2. 「担い手への農地の利用集積」
3. 「耕作放棄地の解消」
4. 「違反店用への適切な対応」
5. 「農地パトロール」
6. 「農地情報の整備と共有化」

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

17番委員

このなかで4Hクラブに対しての助成等とあるが、農業委員会が助成するのか。

事務局

農林水産グループと一緒にするのであげているが、農業委員会で直接助成するわけではない。

議長

他にご意見、ご質問等はありませんか。

30番委員

婚カツについてはどうなっているか。

事務局長

昨年の12月14日に参加者を募って行った。本年度も実施します。

30番委員

もっと大々的にPRしてもらいたい。

議長

他にありませんか。

4番委員

後継者就農奨励金はどうなっていますか。

事務局長

この事業は21年度から実施している市単独の事業で、農業後継者として新たに農業に従事される40才までの方に奨励金を支給します。

金額は1年経過後、50,000円、3年経つと100,000円となっております。今年も継続されます。

議長

他にありませんか。

(なしという発声)

議長

ご異議がないようですので、第8号議案平成22年度活動計画を承認することに決定します。農地法第18条の合意解約等は12ページに記載のとおりでありますのでご報告します。

これで、第22回島原市農業委員会総会を閉会します。

以上、議事の顛末に相違ないことを証するため

議長は、議事録署名委員と共に署名する

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_